令和５年度在宅医療等に係る特定行為看護師等養成支援事業費補助金について

（趣旨）

第１条　在宅医療等に係る特定行為看護師等養成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号）、熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（定義）

第２条　在宅医療等に係る特定行為看護師等養成支援事業（以下「事業」という。）における特定行為看護師等とは、次に掲げる者をいう。

(１)　保健師助産師看護師法第３７条の２に規定する特定行為研修修了者並びに特定行為研修指導者

 (２)　公益社団法人日本看護協会が認定する認定看護師及び認定看護管理者

(３)　一般社団法人日本精神科看護協会が認定する精神科認定看護師

(４)　一般財団法人日本助産評価機構が認証するアドバンス助産師

（補助対象）

第３条　事業において補助対象となる分野は、別表１に掲げるものとする。

（補助金額の算定方法等）

第４条　補助金額は、別表２の第４欄に定める補助金額の算定方法により算出された額（その額に千円未満の端数が生じた場合には、別表２の区分ごとに、これを切り捨てる。）とする。

２　交付決定前に支出した経費については、原則として令和　年　月　日以降に支出した経費を補助対象とするが、やむを得ず当該年度以前に支出せざるを得ない経費で当該年度の研修に係る費用については、補助対象とする。

別表１（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象分野 | 認定機関 |
| 認定看護師 | 感染管理 | 公益社団法人日本看護協会 |
| 皮膚・排泄ケア |
| 緩和ケア |
| がん化学療法看護 |
| がん性疼痛看護 |
| 訪問看護 |
| 糖尿病看護 |
| 透析看護 |
| 摂食・嚥下障害看護 |
| 小児救急看護 |
| 認知症看護 |
| 脳卒中リハビリテーション看護 |
| 慢性呼吸器疾患看護 |
| 慢性心不全看護 |
| 精神科 | 一般社団法人日本精神科看護協会 |
| 認定看護管理者 | サードレベル | 公益社団法人日本看護協会 |
| 特定行為研修修了者 | 　２１区分全て　　（パッケージ研修も含む） |  |
| 特定行為研修指導者 | 特定行為研修指導者 |  |
| アドバンス助産師 | アドバンス助産師 | 一般財団法人日本助産評価機構 |

別表２（第４条第１項関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分分分 | １　基準額 | ２　対象経費 | ３　補助率 | ４　補助金額の算定方法 |
| ①研修受講 | １人当たり８００千円 | 別表１に掲げる特定行為看護師等の資格取得等に要する入学金、授業料（受講料）、実習費、教材費及び審査料※１（病院等の設置者が負担した経費に限る。） | ２分の１以内 | (1) 第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第３欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。 |
| ②代替職員雇用 | １人当たり１，２００千円 | 代替職員※２の賃金、諸手当、社会保険料（研修受講者の研修期間に係る経費に限る。） | ２分の１以内 | (1) 第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第３欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。 |

※1 審査料は、一般財団法人日本助産評価機構が認証するアドバンス助産師に限る。

※2 代替職員として新たに雇用した者が対象であり、人事異動による増員分は対象外。

　　認定看護管理者（サードレベル）受講者の代替職員は対象外。

別表３（第５条第２項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 添　　　　付　　　　書　　　　類 | 様　　　　式 |
| ・経費所要額調書①　研修受講・所要額算出の根拠となる書類（募集要項等）・派遣する看護職員の雇用証明書 |  別記第１号様式その２ |

別表４（第９条第２項関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  添　　　　付　　　　書　　　　類 |  様　　　　式 |
| * 経費所要額精算書

①　研修受講＜教育機関への支払の場合＞・領収書の写し等支払を証する書類＜研修受講者への助成又は貸与の場合＞・研修受講者の受領書の写し等支払を証する書類②　代替職員雇用・辞令の写し、任用通知書の写し等雇用を証する書類・給与明細等 |  別記第２号様式その２ |

注）貸与の場合は、返還免除要件を設ける場合に限る。